

伊奈町 総合振興計画(案)を 可 決!!

12月定例議会は、11月28日から12月16日までの19日間の会期で開かれ、町長から提出された13議案と議員提出議案3議案は、全て原案どおり可決されました。また一般質問では、10人の議員が町政に対し質問しました。

補正予算

◆平成26年度伊奈町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ10億672万6000円を追加し、歳入歳出の総額を116億2969万8000円とした。

〈歳入〉

国庫支出金・県支出金・繰入金・諸収入・町債の補正

〈歳出〉

総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・教育費の補正 〈全員賛成〉

人事

◆公平委員会の委員の選任に同意

公平委員会の委員の大塚秀夫氏の任期が、平成26年12月21日で満了となるため、引き続き大塚秀夫氏を再任することに同意した。 〈全員賛成〉

条例

◆伊奈町課設置条例及び伊奈町水道事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例

行政需要の多様化に対応するため、町行政組織を改正する。 〈全員賛成〉

◆伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例

行政需要の多様化及び雇用環境の変化に対応するため、町長の事務部局職員の定数を増やすとともに、教育委員会事務局職員の定数を削減する。 〈全員賛成〉

伊奈町総合振興計画を定める

伊奈町における総合的かつ計画的な行政の運営

を図るため、総合振興計画を定める。 〈賛成多数〉

その他

公の施設の指定管理者の指定

1 公の施設の名称

伊奈町ふれあい活動センター

2 指定管理者となる団体の名称

アクティオ株式会社

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

〈全員賛成〉

伊奈町総合振興計画(案)

伊 奈 町

【施策】

1. 学び合いの生涯学習の推進

町民の多様なニーズに対応できる学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習団体やリーダーの育成など学習活動の充実を図ります。また、老朽化した生涯学習施設等の計画的な更新を図ります。

《主な事業・取組》

- ①生涯学習機会の拡充
- ②生涯学習団体やリーダーの育成
- ③生涯学習施設の検討及び計画的な更新と適切な管理運営
- ④図書館機能の充実

5. 就労者支援及び勤労者福祉の充実

雇用機会の創出と就労者支援に努めるとともに、余質の向上向け、融資制度の充実や生涯学習・レクリエーションの充実を支援します。

《主な事業・取組》

- ①各種就労者支援事業の充実
- ②資金融資制度や福利厚生者の充実

議会において検討された総合振興計画(案)

〈12月定例議会〉議員ごとの賛否結果

○…賛成 ●…反対 欠…欠席

議員名	上野尚徳	中原敦子	毛塚眞一	齋藤照夫	奥田とみ子	上野克也	加藤利明	水上邦雄	大沢淳	佐藤弘一	大谷保雄	矢部松男	青木久男	村山正弘	山本重幸	結果
議案名																
平成26年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決
伊奈町課設置条例及び伊奈町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決
伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決
伊奈町総合振興計画を定めることについて	○	○	○	欠	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	※	可決
公の施設の指定管理者の指定について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決
伊奈町議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決
伊奈町議会議員政治倫理条例	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決
伊奈町議会議員政治倫理条例施行規則	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	可決

※議長は議事進行を行うため、賛否の表明はしません。（なお、議長は採決で賛否が同数となった場合のみ「議長裁決」という形で賛否を表明します。その場合「裁」で示します。）全員賛成の議案は、記載しません。

討 論

伊奈町総合振興計画(案) 反対討論 水上邦雄

人口予測5万人に対し約4万4千人であるにもかかわらず北小を新設したが、乳幼児施設も含め増改築で財政負担を強いられた。今後10年の計画、高齢化対策、農業の継続と未耕作地対策重視も。



謹んで新春のお喜びを
申しあげます。

議長 山本 重幸

伊奈町議会は数年来、議会改革に取り組み、平成二十五年四月一日に施行した、「伊奈町議会基本条例」のもと、二元代表制としての議会の存在意義を十分発揮できる議会となるべく努力を重ねています。議会基本条例の前文で謳っています「積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保に努める」ために、議会報告会の開催、一問一答・自由討論の導入、議会だよりの充実等を実践してきました。また、昨年末には「議員の政治倫理の確立」を徹底すべく、「伊奈町議会議員政治倫理条例」を制定し本年四月一日より施行します。

如何にしたら町民の皆様により信頼され、関心を持って頂ける議会を構築するかを考へつつ、議会の活性化を図って行きたいと思ひます。

最後になりましたが町民の皆様のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げます。

公職選挙法の規定により、選挙区内に年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられていますので、議員個人としての年賀状は失礼させていただきます。